

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p>	<p>1 競争入札に付していたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>2 見積を徴した事業者の概要</p> <p>3 見積合せをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>新学期（4月10日～）からのスクールバス運行管理業務は、学校運営に必要不可欠な重要事項である。</p> <p>安全、円滑なバス運行を行うために、受託業者と学校側は、コース、手順等綿密な打ち合わせを行う期間を設けることが必須である。</p> <p>また、他の特別支援学校から引き継いだバスの車体に記載されている学校名の変更も、併せて必要となる。</p> <p>入札不落となった時点から、再度一般競争入札に付しては、公告、開札、契約までの期間、及び、運行までの準備を行う期間を確保することが不可能になるため、早急な業者決定が必要である。</p> <p>4 特定の者を選定した理由</p> <p>一般競争入札において、最低入札価格を提示した業者であるため。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。